

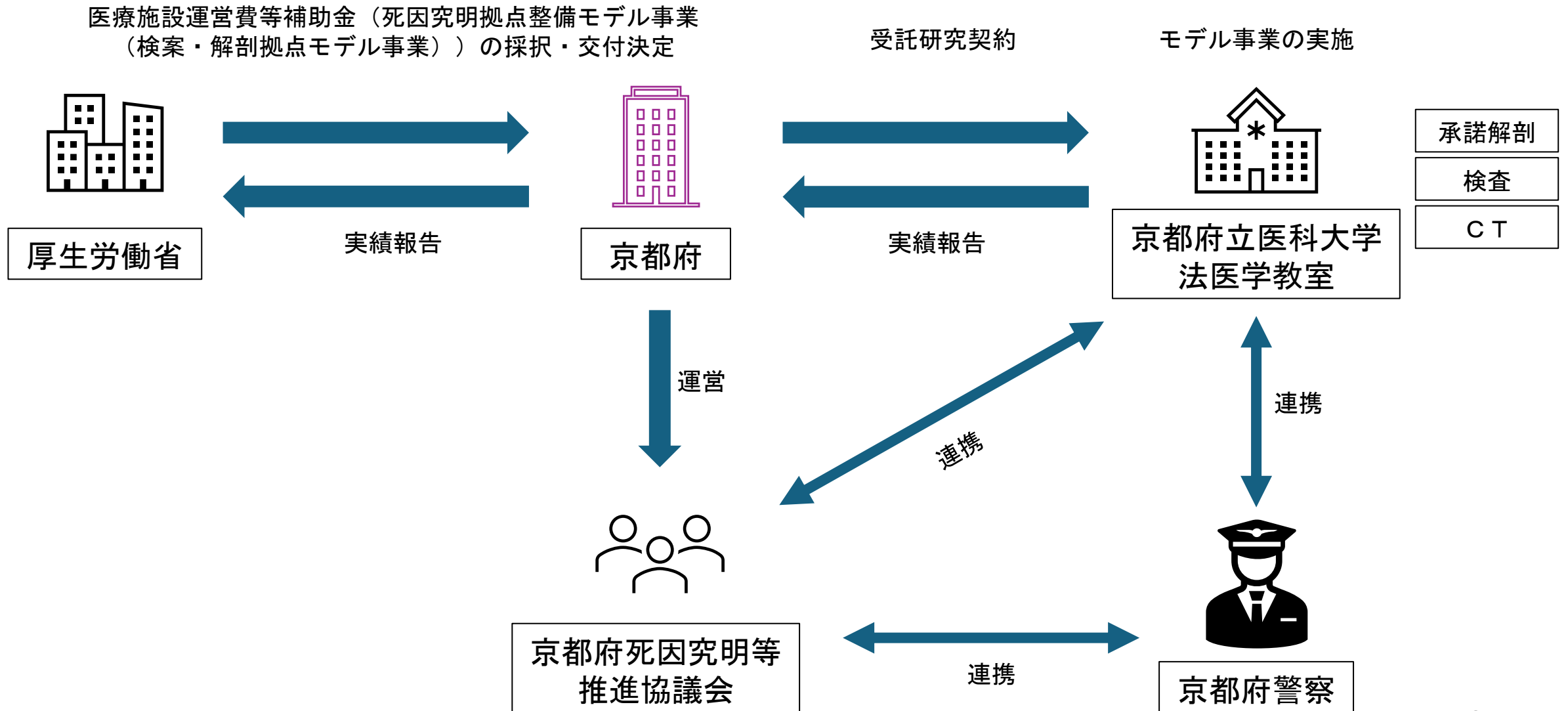
京都府における 死因究明等の取組

京都府健康福祉部医療課

目次

1. 死因究明の体制
2. これまでの取組
3. モデル事業の成果と課題
4. 死因究明制度について

1. 死因究明に係る体制

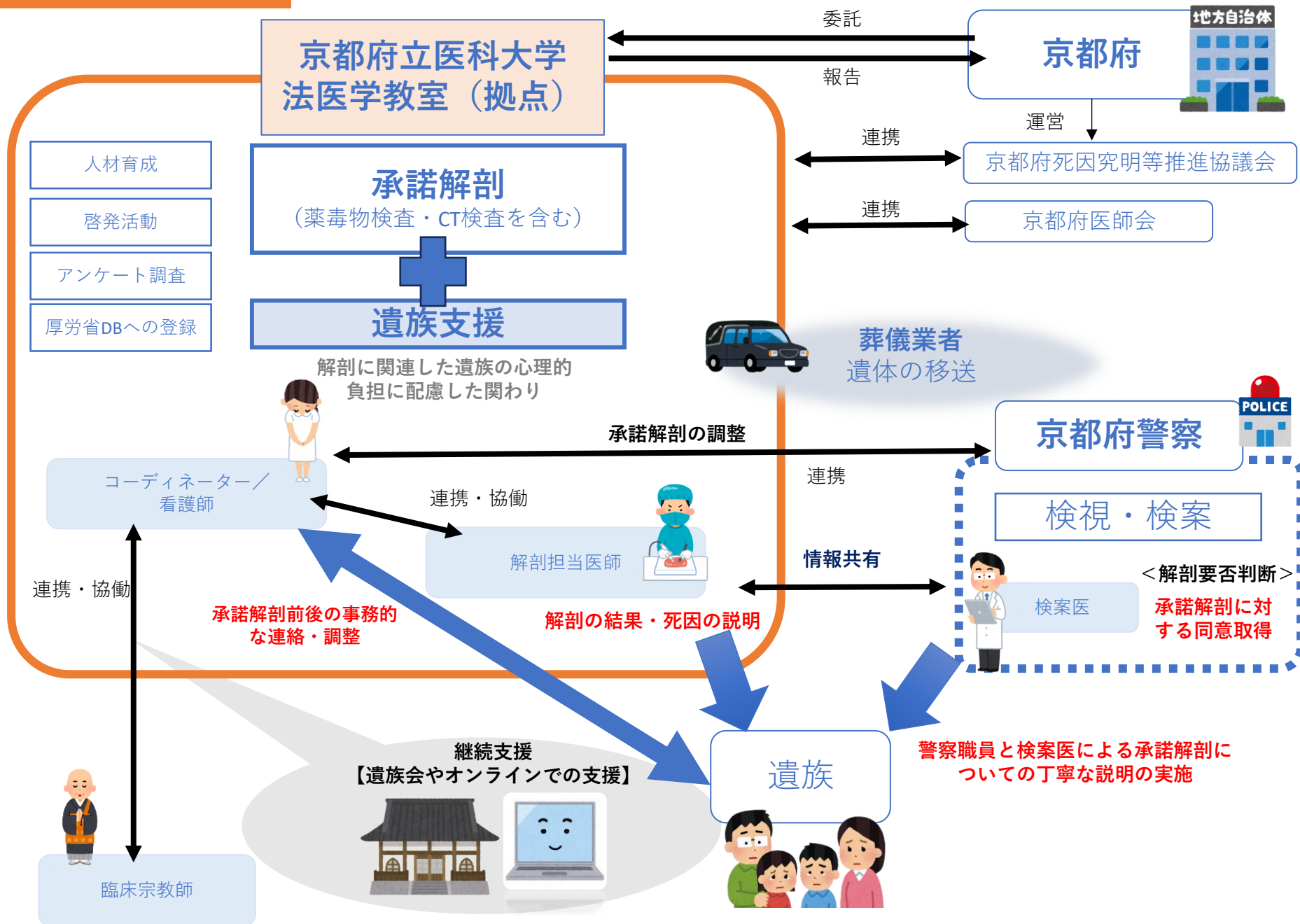


2. これまでの取組

年度	取組内容
平成22年	京都府医師会が「死因究明のあり方に関する検討委員会」を設置
平成23年	「医療現場における死因究明制度のあるべき姿」として答申を行う。 →国立機関としての死因究明センターを都道府県単位に設置、国民死亡の分類を医師の管理下にあった死と非管理下の死に二分し前者は医療界で後者は警察の責任とする等広く意見発信されている。
平成30年	「平成30年度京都府公立大学法人若手研究者・地域未来づくり支援事業」の採択 →医師主導による死因究明に係る実践研究を開始 「 <u>京都府死因究明等推進協議会</u> 」を設置及び開催 →京都府立医科大学、京都大学、医師会、歯科医師会、病院協会、京都府警、警察医会、検察庁、舞鶴海上保安部、京都府を構成団体として協議を開始
令和元年	第2回「京都府死因究明等推進協議会」を開催 ※以降、令和4年度まで新型コロナウイルス感染症の影響により開催実績無し
令和4年	<u>死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）の実施</u> →同事業計画をもって京都府死因究明等推進計画の策定と位置づけ 第3回「京都府死因究明等推進協議会」を開催
令和5年	死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）の実施 →事業対象地域を京都市近辺→京都府下全域に拡大
令和6年	死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）の実施 第4回「京都府死因究明等推進協議会」を開催
令和7年	死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）の実施 第5回「京都府死因究明等推進協議会」を開催

3. モデル事業の成果と課題

年度	取組内容	前年度からの追加・改善内容
令和4年	・ 死因究明拠点（府立医大）の設置 ・ 対象地域：京都市近辺 ・ 検案医の確保 ・ 事業体制の確保 ・ 解剖・検査の実施 ・ 遺族等のグリーフケア ・ 遺族・検案医へのアンケート ・ 検案医セミナーの開催 ・ 検案医を対象とした相談窓口の設置 ・ 解剖・死亡時画像診断全国DBシステムへの登録 等	
令和5年	前年度と同内容を実施	・ 対象地域を京都府下全域に拡大
令和6年	前年度と同内容を実施	・ 市民向けシンポジウムの開催
令和7年	前年度と同内容を実施	・ 府民公開講座の開催
令和8年	前年度と同内容を実施予定	・ オンラインでの遺族支援の運用検討 ・ R4から実施していた文部科学省事業「基礎研究医養成活性化プログラム」がR7で終了したため、内容を一部再編し人材育成を継続

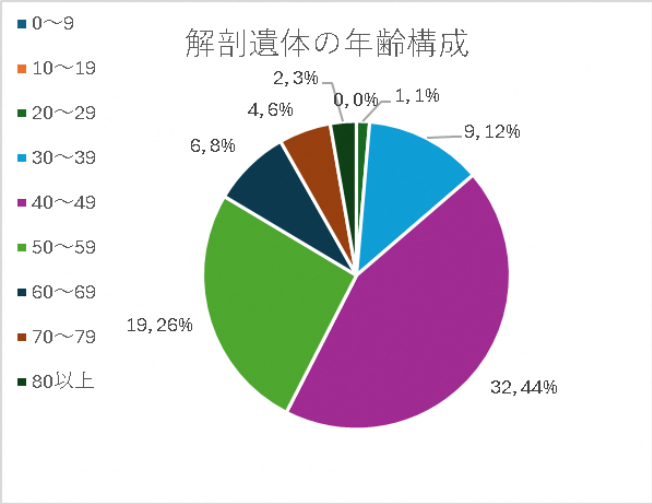


3. モデル事業の成果と課題

解剖件数と年齢構成

年度	解剖件数	備考
令和4年	15例	10月～3月まで、京都市近辺
令和5年	15例	京都府下全域
令和6年	15例	京都府下全域
令和7年	28件	京都府下全域
通算	73件	

R7検案体制：職種	人数
医師	3
歯科医師	2
看護師	2
臨床検査技師	1
一般事務	1
解剖補助	4
薬物分析	1



数／年齢	総数	0～9	10～19	20～29	30～39	40～49	50～59	60～69	70～79	80以上
総数	73	0	0	1	9	32	19	6	4	2
男性	47	0	0	1	6	19	14	3	4	0
女性	26	0	0	0	3	13	5	3	0	2

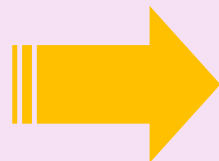
3. モデル事業の成果と課題

解剖・検査の実施状況と解剖等結果

解剖	死亡時 画像診断	薬毒物 検査	血液生化学 検査	組織学的 検査	PCR検査（新型コ ロナウイルス）	その他	（検査内容）
73	73	43	29	44	7	10	・細菌培養検査 ・コロナウイルス抗原検査 ・インフルエンザ検査

解剖・検査前の死因

不詳：69
不詳の病死：1
心機能不全：1
致死性不整脈の疑い：1
心肥大：1



解剖・検査後の死因

死因確定：70
不詳：3
急性心疾患、感染症、薬物中毒、溺死等が主な死因
外因死も含まれ、検視制度を補完する機能も確認された。

3. モデル事業の成果と課題

事業の継続実施に係る課題と対応方針

課題

警察医との連携

警察医から遺族に必要な説明や情報提供ができるよう連携・働きかけ等を行うことが必要

遺族の意思決定を支える仕組み

遺族の意思決定を円滑に支えられるよう十分な情報提供等の仕組みを強化することが必要

遺族に対する継続的支援の在り方

遺族の支援ニーズについて把握するため、遺族対応を行った際の記録（看護記録等）の蓄積を図るとともに、効果的な支援の在り方を検討することが必要

遺体搬送業者との調整

遺体搬送のみを依頼できる業者の確保困難であること。また、京都府北部からの搬送においては搬送費が高額となるため、遺体搬送体制を構築・改善することが必要

方針

遺族の意思決定を支える仕組みの強化

わかりやすい説明資料（パンフレット）の作成や、警察、検案医及び看護師による丁寧な説明を行う。

府民への啓発・周知

死因究明制度及び承諾解剖についての正しい知識の教授、情報提供を行う。

遺族に対する継続的支援の在り方

遺族会は遺族が自身の感情を振り返りこれまでの体験に意味づけを行う機会となっているが、引き続き、こういった支援が必要か検討を行う。

事業の自走

承諾解剖事業の自走方法について引き続き検討を行う。

4. 死因究明制度について

遺族負担と事業推進の関係について

- ・ 死因究明拠点整備モデル事業（検案・解剖拠点モデル事業）では、遺体の搬送費のうち、解剖後に遺族に遺体を搬送する際の経費は対象外経費となっています。
- ・ これは遺族負担という考え方からであり、考え方自体は本府も理解できるのですが、遺族にとって解剖することへの大きな障害となっています。
- ・ 京都府北部への搬送費は往復約20万円かかります。



遺族や事業実施者への負担軽減策をご検討いただけますと幸いです。